

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 7 年度第 1 回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和 7 年 4 月 28 日（月）午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 2 階 第 3 委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）寺本博美（会長）、水谷勝美（会長代理）、 高畑明弘、伊藤暁広、庄司愛、先浦宏紀、 砂子美由紀 （事務局）総務部長 池田 肇、職員課長 橋本尚由、 職員課課長補佐 中村剛也 職員課給与厚生係長 高山剛将
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事

- ・資料の説明について
- ・議会の議員の報酬の額について

2. その他

議事録

別紙

令和 7 年度第 1 回特別職報酬等審議会議事録

令和 7 年 4 月 28 日午前 10 時 00 分

市役所議会棟 2 階第 3 委員会室

【出席委員】 寺本会長、水谷会長代理、高畑委員、伊藤委員、庄司委員、先浦委員、砂子委員

【事務局】 総務部）池田部長

職員課）橋本課長、中村課長補佐、高山給与厚生係長

【議事録】

（事務局）それでは定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度松阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。令和 6 年度特別職報酬等審議会から継続的な審議でさせていただいておりますので、今回につきましては市長からの諮問もございませんし、改めて各委員の皆様へ委嘱をするということもいたしません。その点、ご理解の方をいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

従いまして、会長の方は引き続き寺本博美様、会長代理につきましては水谷勝美様でお願いしたいと思っております。

それでは開会にあたりまして、総務部長の池田より一言申し上げますので、よろしくお願いいたします。

（池田部長）皆さん、改めましておはようございます。本日はご多用のところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、2 月の審議会から引き続いて委員をお受けいただきましたことに対し、感謝を申し上げます。

今回の特別職報酬等審議会につきましては、2 月にいただきました答申の意見に基づき開催をさせていただいたもので、「議員の報酬について、定数削減の影響を考慮した上でご審議をいただく」という形になっております。

前回の審議会から 2 ヶ月が経っておりますが、その間にも国際情勢や経済状況、他市の民間企業の状況に大きな影響があったことと思います。こういったことも含めまして、総合的に判断をいただくということになりますと、本日の審議会だけではなかなか結論にたどり着くことは難しいのかもしれないというふうにも感じているところでございます。そういう部分ではご負担をおかけすることとなってしまいますが、ぜひとも慎重かつ活発なご議論をいただくことで答申をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）それでは、本日の出席委員につきましては 8 名中 7 名の方がご出席をさせていただいております。ですので、本審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、本会議が成立していることを報告いたします。

（事務局）それでは、議事進行につきましては寺本会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

（会長）おはようございます。昨年度の 1 月から 2 月にかけて 3 回ほど。少し駆け足の感じでござ

いましたけども、特別職の報酬についてご審議いただきました。一回ですんなり決まればよかったんですが、改めてここで議題にありました議員の報酬についてのみ、改めて皆様のご意見を賜りたいと思っております。それで、迅速に決めなければなりませんけれども、慌ててやることもないし。そういう意味では正確性をもって、できるだけ説得力があるような、納得がいくような答えが出るようにしたいなというふうに考えておりますので、その点ご了承いただければ。

それでは、事務局の方からこれまでの経過について、我々も復習ということでご説明お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局）失礼いたします。それでは事務局の方から昨年度の特別職報酬等審議会の審議経過等について説明の方をさせていただきます。

令和6年度の報酬等審議会につきましては、合計で3回ほど開催をしております。第1回目の会議につきましては、令和7年1月28日に開催の方をさせていただきました。冒頭で竹上市長の方からご挨拶をさせていただきまして、委嘱状の交付のあと、審議会会長が寺本委員に、会長代理水谷委員にそれぞれ決まり、竹上市長の方から審議会に対して市長・副市長・教育長の給料の額や議員の報酬額につきまして諮問が行われました。

事務局から他市との比較資料でありますとか、松阪市議会から提出のあった、松阪市議会議員定数等の在り方調査会からの意見書について説明をさせていただきました。また委員からは地域の経済状況等についてご説明をいただいております。

物価高騰などを初めとした経済情勢や民間の賃上げ状況、また人事院勧告は昨年引き続き引き上げだったということ。こういったことを理由に市長・副市長・教育長、いわゆる三役の給料、そして議員の報酬、双方ともに、委員の皆様全員が引き上げの方向を示されました。そして具体的な引き上げ幅についての審議はたたき台などの資料をベースに議論していくといたしまして、第2回に持ち越しとなっております。

第2回につきましては2月10日に実施とさせていただきました。こちらでは追加資料のご説明の他、事務局が準備いたしました議題をもとに審議の方をいただいております。

松阪市の地域におけるポジションや立場であるとか、他市の引き上げ状況、また2年連続の引き上げに対する影響など、様々なご議論を交わしていただいた結果、三役と議員の引き上げ幅については、その年度の国家公務員指定職の平均改定率である1.1%の引き上げ幅を基準とするのがいいのではないかとということで、概ね意見がまとまっております。

また、三役と議員の期末手当についてもご審議いただきまして、三役については一般職の年間支給率である4.6月に、議員については国家公務員指定職の年間支給率である3.45月を基準とすべきということで意見をいただいております。

2月19日に行われました第3回の会議では、答申案についての審議が行われました。その中におきまして、議員定数等の在り方調査会からの意見書には報酬と定数削減とは切り離して考えるべきといった意見があり、第2回の審議においても、それに言及したご意見は頂戴しておったものの、定数が減ることで一人あたりの負担が増えるということは間違いないと。そういったことも含めて、議員の報酬についてももう少し審議すべきでは、という意見をいただきました。その意見を受けまして審議会といたしましては、答申の中に附帯意見として付け加えることとしていただいております。

2月21日には、寺本会長から竹上市長に対しまして松阪市特別職報酬等審議会としての答申を行っていただきました。

その内容については、議会の議員の報酬の額、ならびに市長・副市長・教育長の給料の額については1.1%程度引き上げるべきとし、具体的には、議長についてはプラス6,000円の570,000円

に。副議長についてはプラス 5,000 円の 508,000 円に。議員についてはプラス 4,000 円の 449,000 円に。市長についてはプラス 11,000 円の 1,015,000 円に。副市長についてはプラス 8,000 円の 786,000 円に。教育長についてはプラス 7,000 円の 681,000 円が妥当であるということでした。また議員の期末手当については 0.05 月を、市長・副市長・教育長の期末手当については 0.1 月をそれぞれ引き上げることが妥当であるという答申にもなっております。

なお、改定時期につきましては令和 7 年 4 月であることが妥当であるとしていただきまして。最後に先ほどの意見といたしまして、議員の報酬については定数削減の影響を考慮した上で改めて審議する必要があり、次回の松阪市議会選挙までに審議会を開催すべき、という意見を添えたものとなっております。

松阪市といたしましては、この答申を尊重させていただきまして、令和 7 年 2 月議会におきまして、市議会として条例改正案を提出させていただきました。結果は賛成多数で可決いただきまして、この 4 月 1 日からは改正後の月額となっております。

そして、今回は附帯意見に基づきまして、前回からの継続した審議という位置づけで、令和 7 年度第 1 回審議会を開催する運びとなっております。簡単ではありますが、以上でございます。

（会長）ありがとうございました。基本的には議員定数等の在り方調査会からの意見書にもあったと思いますけども、議員定数の減少というのがあるわけですね。それだけではありませんけれども、その中にもやはり議員報酬については上げるべきという意見も。それに影響されるわけではございませんけれども、松阪市として将来を見据えたうえで、議員さんたちの仕事ですね。それも含めて、長い目で見ながら報酬というものを考えていく必要があるだろうと。

よくあるのは他市との比較ですが、単純に他市と比較するということにはあまり意味がないかと思えますけども、似たような環境にある類似団体の中で見ていっても、関係している話もないわけではないし。三重県の中でも松阪市の位置づけ等々考えていきまして、もう少し低いのではないかと。あるいはもう少し上がってもいいのではないかと。そういうふうな見方もあるかもしれません。ただ上げるというのが前提になるというのではなくて、これからそれぞれ皆さん方の。いわゆる委員及び議員さんたちの報酬についてのそれぞれの認識というのは違いがあるかなと思います。

そこで、今日皆さんのお考えを丁寧に聞く。いつまでにやらなきゃならない、そういう期限を設けておりません。前は言いかねていた、言いそびれていた、あるいはもう少し補足して話をしてみたいということもあったかと思えますけども、少し長い目を見て議論していただきたいと思えますので、そういうところについてはご了承願いたいと思えます。

それで、事務局からいろいろと資料出ておりますので、それを説明していただきながら、作成者の事務局の方から質問があればお答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（事務局）お配りしております資料をご覧くださいと思います。昨年度開催いたしました審議会の冒頭の方でお配りさせていただきました資料と同じ流れで作成の方はしておりますけれども、議員に関連する項目を主体とさせていただいております。

それでは順にご説明させていただきます。二枚ほどおめくりいただきまして 1 ページ目、2 ページ目になりますけれども、県内各市及び類似団体との人口や世帯数、財政状況等を比較した表でございます。類似団体と言いますのは、人口と産業構造により類似する都市を総務省においてグループ分けしたものでございまして。松阪市と同じ累計区分に分類された県外 15 団体を 2 ページの方に記載しております。県内におきましては鈴鹿市も同じ分類になっています。こちらの数字ですが、タイトルの方に（参考）という形で書かせていただきましたが新年度になってから間も

ないということでございまして、各市の令和7年4月地点での最新の数字を把握することが難しいと判断させていただきましたので、昨年度に提供させていただいたものを参考という形で、そのまま掲載しておりますのでご了承ください。従いまして、金額や人数、そういったものにつきましては、基本的に令和6年4月1日の数字ということで把握いただきたいというふうに思います。

なお、1 ページ目の右側の列ですけれども、予算に対する人件費の比率。こちらにつきましては新しく設けてございますので、参考にご覧いただきたいと思います。

一枚おめくりいただきまして、3 ページ目、4 ページ目でございます。こちらは県外各市及び類似団体の議長・副議長・議員の報酬額の現行及び現行前の状況になっております。こちらにつきましては、令和7年4月から改正があった自治体が複数ございましたので、最新の金額に更新をさせていただきます。

各表の適用日が令和7年4月1日になっている自治体は、この4月から報酬の額が改正されているということになってございます。三重県で申し上げますと、上から順に四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市。この四つの自治体が金額の方を改正してございます。いずれも引き上げでございます。4 ページの類似団体の方で申し上げますと、刈谷市のみが改正の方をしておりまして、こちらも引き上げということになってございます。

一枚おめくりいただきまして、5 ページと6 ページになります。こちらは県内各市及び類似団体の議員報酬の月額及び年収を順位付けた表でございます。期末手当の支給率につきましては、令和7年度の6月と12月に適応される最新のものに更新をしてございます。

ページの中ほどにあるものですけれども、議長月額を100とした割合。こちらにつきましては、議長を100とした場合の議員の割合を示しておりますので、他市と比べて高い低いということがこの数字から読み取ることができます。

一枚おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページでございます。こちらは報酬月額をグラフ化いたしまして、高い方から左から順に並べてございます。この4月の改定の結果、県内において松阪市は伊勢市より上回った形になっています。

もう一枚おめくりいただきまして、9 ページ、10 ページでございます。こちらについては先ほどと同様に今度は年収をグラフ化いたしまして、高いところから左から順に並べたものでございます。期末手当や期末手当の支給月数であるとか、役職加算率。こういったものの違いによりまして、必ずしも報酬月額と同じ順位とはなっておりません。一部前後しているところも見受けられます。特に愛知県を初めとしました類似団体につきましては、役職加算率が極めて高く設定されてございます。これにつきましては、地域性でありますとか、近隣他市のバランスを見てということではないかと推測されます。

一枚おめくりいただきまして、11 ページ、12 ページでございます。こちらはこれまでの人事院勧告及び松阪市の一般職員の給与改定の推移と、特別職報酬の改定状況を明記したものでございます。12 ページの左側の表の一番下にありますように、直近となる令和6年度の人事院勧告につきましては、一般職の月例給については平均3.0%の引き上げ、期末勤勉手当につきましても0.1月の引き上げ勧告となっております。松阪市の一般職員給与改定については、この人事院勧告に準拠した形で昨年12月に改正を行っております。

それから左側の表の左から5列目のところに指定職と書いてございます。こちらの指定職の期末勤勉手当の支給月数の推移につきまして、まず指定職というのは、一般職の国家公務員の中でも、事務次官、外国の長官とか官公庁など職務や責任が比較的高い、特に高度な職のことを指しております。松阪市の特別職の期末手当については例年、市長等については一般職の指定支給月数を参考にしているところがございますが、議員については指定職の支給月数を参考にしているところがございます。

同じ 12 ページの右側の表でございすけれども、一番下の行ですが、令和 7 年 1 月～2 月というのがこの報酬等審議会における最近の答申内容ということになってございす。振り返りの方でもご説明させていただきましたけれども、昨年度は三役の給料、議員の報酬ともに 1.1%程度の引き上げ。期末手当については、三役は 0.1 月分の引き上げ、議員については 0.05 月分の引き上げという答申を出していただいております。

最後に一枚お捲りいただきまして、13 ページ、14 ページになります。こちらは過去の審議会の開催状況等、答申状況についてまとめた資料になります。平成 16 年度以前は旧松阪市の状況でございす。以上長くなりましたが、事務局からの説明になります。よろしく願いします。

（会長）前回の資料に議員を中心に新しい数字でまとめた資料になるかと思ひます。何かご質問とか確認とかご意見はありますか。

（委員）前回の第 3 回に出てないので、的外れなこと言ったら申し訳ない。今日の資料に前回の答申は用意されないのか。また、本来は前年度の審議で終わらせることもできた。そこはちゃんと考慮して事務局は運営いただかないといけないかなと思ひます。以上です。

（会長）流れでいけばそうだろうと思ひます。ただ、きちんとした方程式があつて、きちんとした解が出る。そういうものはないというところに大きな問題がある。従つて、今までのやり方を踏襲していかざるを得ない。私は前回から初めてですが、それまでは別の先生方がこういう場をまとめてこられたと思ひます。当然わかりやすく、納得いくものでありたい。またやっているのか、ということが起こらないように、思わせないようにしたい。それだけは事務局の方も心してください。貴重なご意見ありがとうございました。

それ以外に何かご質問とかありましたら。

（委員）参考の資料で、議員数 28 で、人口 1 万人あたりの議員数 1.29 人となっていますが、今後、議員の定数が削減された場合の人口 1 万人あたりの議員数を教えていただければと思ひます。

（会長）議員一人あたりの住民はどれぐらいになるか。

（事務局）資料では議員数が令和 7 年 4 月 1 日現在では 28 名とになっておりますけれども。この部分が 24 になった場合の、その右側の人口 1 万人あたりの議員数ということでよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、だいたい 1.53 という数字になろうかと思ひます。

（委員）ありがとうございました。

（会長）単純に住民人口を議員の数で割つて、一人の議員がどれだけの住民の代表をしているか調べてみましたが、過去の状況をみると興味深いです。平成 17 年、下村市長の時ですが、4,969 人。ずっといって、平成 21 年の山中市長になってから、議員定数は 34 から 30 に減りました。その時の人口が 16 万 8,017 人。一人あたりが 5,600 人。そのあとですが 30 から 28 に減った。平成 27 年の竹上市長の際に人口は 16 万 3,863 人、単純に 28 で割ると 55,852 人。

令和になって 3 年の 8 月。議員定数 28。これは前年になりますけれども。2 年の人口が 15 万 9,145 人。で、一人あたりが 5,540 人。

それで、今回の定数 24 でこの 4 月の住民基本台帳 15 万 8,333 人を割ると 6,472 人。かなりの人

たちの代表を一人の人が背負っている。この中には有権者以外も含まれていますので、すべての人の代表ですね。20 年前とかなり数が増えていますね。こういうのは実情として数字になっている。多いか少ないかという適正な人数、基準というのは分かりませんが、それぞれの地域の環境がある。

他に何かありますでしょうか。

（委員）人口 1 万人あたりの議員数は現状 1.79 で、1.53 というのと、7 ページの市議会議員の基本報酬月額との関連について。例えば議員報酬月額の議長のところですが。四日市市は 1.26。津市が 1.11。鈴鹿市が 1.54。桑名市が 1.87。名張市が 2.21。松阪市が 1.79 で、今度 1.53 になるということですね。それから伊勢市 2.50。伊賀市 2.69。亀山市 3.66。いなべ市 4.27。志摩市 4.00。鳥羽市 7.81。熊野市 7.94。尾鷲市 6.36 ということになっていますが、これを単純に X 軸、Y 軸どちらでもいいのですが。相関があると思うのですよね。1 万人あたりの議員数が少ない市ほど議員報酬月額が高い。相関関係が相当高いと出てくるのだろーと思います。それを、先ほど会長がおっしゃった方程式のような、それで 1.53 を当てはめると、一応三重県のなかでの理論値みたいなところが出るのでは。あと、これは議長についてですが、議員ということであっても同様に、1 万人あたりの議員数が低いほど、報酬月額が高いという相関関係があるかなと思いますので。そういう資料が出たらおもしろいと思います。そういう点も一つ材料にしてもいいのかなと個人的には感じました。

また、それを類似団体のところでやれば、果たしてそれがどうなのかということも。なかなか微妙だなという感じはしますが。三重県と類似の団体各市の議員報酬月額の方とそれぞれでやってみて、どういう感じになるのか興味深いと個人的には思います。

それを今後の議論の材料、もしくは参考情報として取り上げていただければいいのかなという意見です。以上です。

（会長）非常に興味深い。二つの変数を比べてみると、そこに何らかの相関関係は見つけられる。それが一つの説明の材料になることもある。

そうなってくると、それぞれの市の経済状況とか社会経済状況もあるでしょうから、それは説明の前に単純相関をとってみると興味深いですね。これだというのがはっきり言えるし、引き上げるのであれば一つの根拠に、材料にもなり得るのでは。

他にまだありますでしょうか。

（委員）私も会長と同じく非常に興味深いと思います。指標がない中で、統計学というか数学的な要素があっていいなと思っています。あとは相関でいうと相関係数というのがエクセルで打ち込むと出てくる。それも見てもらったらいいかなというのが一点。

気になっているのは、興味深いと言った側の人は大丈夫だと思いますけど、何も思わずに見ると、その結果に単純に引っ張られるだろうなというのは心配します。前年度の第 2 回の会議で話があったと思うのですが、定数と報酬は切り離して考えるべきという、議員定数等の在り方調査会の意見書でもあったかなと思いますが、やっぱり関係があるのではないかと。ここをどう整理するのかという話も踏まえて、人数との相関ができるのかなと思います。

（会長）確かに切り離して考えるべき、と言われるとなかなか難しいのがあ。ただ、説明材料はいくつかあった方がいいかなとも思います。

（委員）今回は議員の報酬についての審議ですので、この考えもよいと思うのですが、その相関関係を市長に対してどうなのだろう、とも思います。

（会長）これ1本で決めてしまったら、これまでの審議経過はどうなのと言われる。同じ調べ方をしていないといけない部分も当然ある。

（委員）ただ市長と副市長はそれぞれ1ないしは2人しかいない。一方で議員は28や24というある程度の人数があるので、この考え方もできるかと思います。

（事務局）先ほどからのご意見を参考に、次回にむけて資料を作成させていただきたいと思います。それにつきましては議員のほか市長の場合というのも作らせていただきたいと思います。以上です。

（会長）あと何かありますか。では、経済財状況について説明していただけますか。

（委員）では、最近の経済環境についてお話しさせていただければと思います。資料の方はカラー刷りの三重県県内の現状の見通しと、一枚ものでアンケートの調査結果概要版というのと、最近の経済環境とトランプ関税の概要と影響について。

1月～2月にかけて最初の協議会でお話しさせていただいたところから、やはりちょっと変わっている。経済環境自体が変わっているというのは、多分皆さんよく調べてもらっているかと思うので、そのあたりも含め、最近の経済の状況であるとか、経済環境の変化についてご説明させていただきます。

まず三重県県内の現状と見通し2025年4月の資料。これは今日公表する最新のものとございます。県内経済統計から景気動向を示してございます。

まず1ページ目の総括判断、一番上段のところですね。景気の状況として、持ち直しの動きが見受けられるということで。この基調判断については、2月の審議会でご説明したものと同一となっております。ただ、理由が少し変わってまして、主な理由として輸出に弱さが見られるものの、個人消費は持ち直しているということでございます。

各部門基調判断、9項目あるのですが。個人消費、観光、雇用所得、設備投資、公共投資の5項目が持ち直しの動機となっているということでございます。

それから、前回もご覧いただきましたけども、7ページを見ていただければと思います。一番下のところ、物価の動向のところでございます。3月の生産出品を除く全体は、前年比プラス3.2%ということで38ヶ月連続の上昇ということです。特に食料品については44ヶ月連続の上昇となっています。この食料品の中で穀類、米、パン、麺類ですけど、これは前年比プラス24.3%ということでこの食糧費の状況に大きく寄与しているということで、経済の対応は引き続きコストプッシュになっているかと思いますが、引き続き上昇していくと思います。

ちなみに、全国の3月における米の消費者物価が前年比プラス92.1%。約2倍。大幅な上昇ということで、皆さんスーパー行ってお米が高くなっているのは、端的に示されている結果となっています。

各部門のおおよその内容はお時間がある時に、また目を通していただければと思います。

それから、1ページ目の一番下のところ、当面の見通しをご覧ください。当面の見通しを見ると、物価高や世界経済の不透明感から、景気持ち直しが弱まる見通し。これも1月の判断から変わっておりません。判断理由が具体的になってまして、個人消費の回復、インバウンド需要の拡大が

期待される一方、今開催されている大阪万博等でインバウンド需要の拡大が期待されるという、そういう状況下でございます。一方、あとからお話しするトランプ政権の関税。ここから具体的にウクライナ情勢など、世界経済をめぐる不透明感から、景気持ち直しは弱まるという見通しとしているため、中身は変えましたけど、基調判断としてコメントは変えてないということでございます。

次に白黒の一枚ものの資料をご覧ください。第 58 回経営者アンケート調査結果概要版という表題のものでございます。これは当社が半年に一度企業の経営者の方に調査を行っている結果でございます。アンケートの実施時期は 2025 年 2 月下旬～3 月中旬に実施したもので、資本金 1 億円以下の三重県下法人企業の回答となっています。ちなみに松阪市の中枢地域の回答は 157 社で、比率としては 21.8%。約 4 分の 1 弱となっております。

調査結果は下のグラフにお示しさせていただいたように、経営強化を示す景気判断 DI 値というのを引いた値ということなのですが、12 半期マイナスということ、0 より下のところに数字がいつているということになっていきますけど、マイナスになるところが縮小しているということでございます。一番右端のところにマイナス 16.7。マイナス 14.8。マイナス 11.6 という数字がありますけど。マイナス 16.7～マイナス 14.8。ここのところでマイナス幅が縮小したということで、3 半期ぶりに改善したという状態です。先行きについても、2025 年上期の見通しはマイナス幅がさらに縮小して、マイナス 10.2 ということで。3.6 ポイント軽減して、経営者の経営強化は今後改善していく見通しという結果となりました。これが、ちょっとトランプ関税が具体的に動き出す前の結果ということは頭に入れて見ていただければと思います。

それから、1 ページおめくりいただきまして、7、経営者の声というのをご覧ください。ここを見ると人材不足に関する声、それからコスト上昇に関する声、それから人件費高騰に関する声など、いわゆる労働供給面、並びに変動費及び固定費、両面に関係する声が多く挙がってきております。状況的にいうと、労働供給制約の中、売り上げをいかに上げていくかが企業経営の課題として浮かび上がってくるということで、これだけ労働供給が制約されている中、変動費と固定費が上がっていくということになると損益が当然上がるという形になりますので。売上高をいかに上げていくかが企業経営の課題として、今後さらに重視されていくと認識しております。

最後のトランプ関税の概要と影響について、というカラー刷りの資料をご覧くださいと思います。2025 年 4 月 10 日時点の情報に基づいて、弊社の方で 11 日に公表したものの資料でございます。お客様からもたくさんアクセスいただいて、非常にわかりやすいということで好評であったということを聞いています。

まずトランプ関税の概要というところですが、目的はここに書いてあります通り、高い関税率を設定し、他国から米国向けの輸入消費を引き上げることで、米国の貿易赤字の減少、それから二番目に、米国内での製造業の拡大、それから関税による歳入の増加を目的としているということでございます。

ちなみにアメリカの対日貿易赤字はだいたい約 10 兆円でございますので。アメリカも日本については、他国と同様厳しい形で設定してきているということです。

関税の内容については、相互関税、国別関税、それから品目別関税というのが、数字が上がってきております。これは 4 月 10 日時点での情報なので。例えば昨日か今日のところでアメリカの所得税減税が増えていますので、そういうところで、また経済状況は変わってくるだろうと思いますが、現時点ではこういう関税の形になっています。

それから 1 ページおめくりいただきまして、2 番の相互関税率ということで。各国でそれぞれ関税率が異なっているのですが、基本的に各国の為替、消費税、規制などの非関税障壁を加味してアメリカは決定したと言われましたけど、実際はそれぞれの国の貿易赤字の輸入額かける 100 割

る 2 で計算をしたと推測されます

あと、各国の相互関税につきましては、基本関税の 50%を割るものについて、90 日間の停止措置がつくということになりますので、実際に関税が発生するのは 7 月と言われている現状です。

3 番目、トランプ関税公表以降の時系列動向ということで、4 月 2 日にトランプ大統領が相互関税を発表しておりまして、以降毎日のように関税の発表がされており、日本国内でも関税交渉担当が赤沢経済再生担当大臣の起用を発表するであるとか、そういったことがアメリカの方と日本の方でも動きがあったということです。

4 月 10 日以降も、4 月 14 日には半導体関税の発表。さっき申し上げた 4 月 24 日には中国の関税率の大幅引き下げを検討するといった発表がありまして、なかなか当初発表した関税から大きく変化がしており、それが短期間のうちにあるということでございます。

それから 4 番目、5 ページ上段の世界経済への影響をご覧ください。日本の実質 GDP がマイナス 0.9%引き下げられるとされております。2024 年の実質 GDP は 557 兆円でございますので、約 5 兆円程度の引き下げをされている結果になります。一番影響が多いのは台湾、アセアン、韓国、中国。比較的東アジアが中心になるということでございます。これは経済のグローバル化に伴って、生産拠点を東アジアに貿易諸国が動いてきたという裏返しでもあります。

次に 5 の中部経済の状況ということで、公益財団法人中部圏社会経済研究所の試算を見ると、中部の影響については、自動車に 25%の関税を課せられた場合、中部 9 県の全産業の生産額は 2.1 兆円引き上げられ、GRP、これは GDP に相当する域内総生産の略ですが 0.5 ポイント減少し、約 5,800 億円の経済損失となっている資産額を指しております。生産額 2.1 兆円ということなので、まあまあ大きい金額だと思います。

中部圏は自動車産業集積地区と言って、完成車メーカーから部品メーカーまで中部地区には拠点があるため、中部地区は結構な影響が出ております。

それから次のページをおめくりいただきまして 6 番目。これは日本全体と名古屋港の輸出の状況でございます。日本からアメリカへの輸出金額は 23 兆円、全体の約 2 割を占めているということです。全国向け輸出のうち自動車が約 6 兆円。自動車部品が 2 兆円ということで、21.3 兆円のうち 7.2 兆円が自動車関税の比数ということになっています。

それから、この地域が作っているものは名古屋港から出ていく形になりますので、そういった名古屋港からアメリカへの輸出金額は 7.1 兆円。名古屋港全体の輸出総額 25 兆円の約 3 割弱ぐらいを占めているということです。そのうち自動車は 2.9 兆円。自動車部品が 0.6 兆円。3.5 兆円ということになるので、25 兆円のうち 3.5 兆円分はアメリカ向けの輸出ということで、これも大きな影響を及ぼすのではないかと考えております。

それから 7 番目、自動車の輸入の状況でございます。各自動車メーカーが、アメリカ現地生産等で拠点を設けて、雇用して生産しているという格好ですが、日本からの完成車の輸出はまだまだということでございます。日本からの自動車輸出台数、2023 年は 442 万台と合計なりまして、うちアメリカ向けは全体の約 3 分の 1 に相当する 149 万台ということで、左の円グラフのブルーで囲んだところですね、これがアメリカ向けということになります。全体の 33.5%と 3 分の 1 以上を占めています。

右の方は、日本からアメリカ向けの四輪車の輸出台数ということで。1980 年代後半のピークは約 350 万台ありましたが、150 万台ぐらいを推移しているということでございます。自動車の輸出台数については、会長もお詳しいと思いますが、近年は 150 万台前後で概ね推移しているという状況です。

それから次のページ。8-1、想定される各種影響ということでございますが、概ねこういう影響が想定されるだろうということで見ただければと思います。

まず世界経済の急減速ということで、トランプ関税の影響が全国内での高インフレ、金利上昇、GDP の減少をもたらすということ。それからマクロレベルでいくと、世界経済が悪化していく可能性があるということでございます。また、特にこの貿易依存度が高い部分については影響が出るかもしれない。先ほどご覧いただいた東アジアの地域ですね。ここにとっては大きいと感じています。

それから二番目。日本経済の悪化ということで。追加関税分は当然アメリカの販売価格が上がりますので、需要は縮小するかもしれない。あと、東アジア経済状況を調べてみると、東アジアへの輸出が減少する結果、経済の下押しリスクに。

それから三番目。貿易摩擦の変化ということで。これも歴史的に見ると、第二次大戦後、自由貿易体制でずっと来ていましたが、第一次トランプ大統領のところで、お互い関税のかけ合いになってくると、そういうところも悪影響ということですね。

それからマーケットへの影響ということで、株価や為替への影響はすぐ反応しました。相互、関税発表前は150円ぐらいを推移していましたが。関税発表後、一時130円代をつけた。10円、20円下がったというところがありますので、このへんが非常に高い状況です。

それから、ページをおめくりいただきまして、最後のページになりますが五番、世界的な作業チェーンの問題ということで。関税の影響を避けるために生産拠点をアメリカ以外に移すとか、そういう動きが少なからず見受けられるということでした。そういった動きに進めば、新しい作業チェーンを構築するのに時間がかかりますので、そこから経済状況が落ち込む可能性があるということ。そういう意味でも、自由貿易体制でやってきた作業チェーンが崩れてしまう。そういうところで影響が出てくるということです。

最後に地域経済の状況ということでございます。三重県は全国と比較しても、製造業の割合が高い産業構造となっております。短期的な輸出を中心とした産業構造でございます。それに関税の影響が出ている可能性があるということでございます。

特に三重県では、いなべ市の方がトヨタ車であるとか、デンソーの第4工場とか、鈴鹿にはホンダとか、完成車メーカー、それから大手の部品メーカーなど集中しています。また四日市にキオクシア半導体の工場がありまして、三重県経済への影響が否定できないのではないかとこのころはあります。実際、7月下旬に関税が発令されない可能性もゼロではないので、なんとも言いにくいですが、現状の枠組みの中では影響が想定される。

それから事業者の声ということで。これも企業経営者にとってはなかなか難しい。アメリカ側の情報が不透明で、現在、何をすればいいか判断できないところがある。中国に現地法人を設置して、そこからアメリカに輸出する企業にとっては厳しい現状が続くのではないかとこのころ。あと、中小企業にとっては大企業の動向に左右されるので、現在の段階ではどうなるかわからないということである。

一方、前向きな意見というところで行くと、上から4つ目の中国企業や自社が競合関係にあることから、今回のトランプ関税に関連した中国製品との競争で優位に立つチャンスと捉える企業もある。そういう側面もありますが、概ね事業者の声を聞くとなかなか不確実性や、想定することがなかなか難しい状況で困っているというのが窺えるということです。

以上が、最近の経済環境のお話でした。ありがとうございました。

（会長）経済状況の全般につきましては、マクロ的な断片もありますし、世界経済情勢、それが地域経済にどのように影響を及ぼすかということですね。物事を決めていく一つの外的な要件としては、こういうのを考慮しておく必要があろうかと思います。というのは、行政そのものを動かすというのは、基本的には税金であるということです。税金がどのように動いていくかと

いうことは考えていかななくてはならないのだろうと思います。かといって、それを減らすということが難しい。

何かご意見はありますでしょうか。時間もおしていますので、今から短時間で各委員にご意見をお伺いするのはあまり意味がないと思います。次回その点につきまして皆さん方の引き上げ、あるいは据え置き、引き下げ。選択肢は三つありますけど、それぞれについてお考えをまとめていく時間が必要かなと思います。今更と思われるかもしれませんが、また次回、考える材料を早めに事務局の方でも皆さんに提示をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（会長）やはり議員にとっても死活問題だと思います。ましてや 8 月から環境が変わる。そういう意味ではご自身の専門分野というのはさらに深く勉強していただきながら、一人一人の住民の方を代表するという、代表者としての役割。同時に一人の生活者ですので、やはり委員もプロとしての職業意識や、専門家として職をまっとうしていただくだけの経済的な基盤が必要かと思えます。そういう意味では我々委員もそうですけど、アンテナを高く、広い見識を持って情報をキャッチする。

もう一つは、やはり高齢化が浸透してきているということがある。新陳代謝は必要だということで、そういう意味でも新しい選挙がこれから行われると思います。そういうことを見通しながら、いわゆる議員さんたちの報酬です。皆さんで知恵を出し合って。とにかく一番いいのは丸く収まること。これが一番です。この中では争い事がないように、前を向いて考えていきたいと思えます。

今回は 1 回目ということで、前回の復習とその後の経済情勢の変化、生活の基盤となる賃上げの状況。いわゆる給料の話が非常に重要な部分でもあるので、そのことも次回機会があれば、いろいろとご意見賜りたいと思います。

（委員）確認ですが、前回からベースの議論になるのか。もともと引上げに反対じゃなくて、会長が、同じことをやっていることにならないようにしないといけないとおっしゃっていただいたが、まさにその通りで、相関関係の話にしても議員だけでなく、市長も関係あるのではと思ってしまう。だからそうならないようなロジックを。そこが不満だなという感覚は持っている。

（会長）市長は一人、それから教育長も一人。一方で議員は複数いる。これは物を考える基準としては同列で考えることはできない、これが一番重要なところになりますね。そういう意味で 4 人減るとということはまた変わる、そういう条件が少しずつ変わってきているということで。議論を元に戻すというのではなくて、ものを考えた時のベースというのが違うんだということ。別にダブルスタンダードということではなく、対象が違うということであれば、今回の議員だけに特化した審議ということも、これは意味がある。このように私は理解しています。

（委員）ありがとうございます。それが冒頭にあればよかった。

（会長）ほかに何かありませんか。

（事務局）委員おっしゃられましたように、前年度の審議会の第 2 回で意見がまとまりかけたところではありますが、第 3 回において議員の定数削減の影響ということを深く審議すべきじゃないかという意見もあったところです。議員定数等の在り方調査会の意見とは切り離して考えるべきだということもあり、そのことも含めて第 2 回の方でも審議されたところ

ではありますが、切り離して考えるべきとは言え、関係ないこともないというご意見が第 3 回でもあったと。では、改めて審議しようかということに至ったところです。ただ、審議の 3 回目からでは急に結論を出せるだけの時間がなかったいうところをございましたので、今回改めて継続審議という形になったのかなということで、事務局として把握しています。

また、委員の皆様からご指摘いただきましたように、事務局の方といたしましても資料に準備不足があったということは否めませんので。いただいたご意見や分析方法を参考にさせていただいて、次回参考資料という形で定数や住民人口との関係性についての資料をいろいろご用意させていただいてご提出いたしたいと思います。

（会長）全国町村議会議長会から議員報酬、政務活動費の充実に向けた手続き、という報告が出ています。これは全国の町村ですからね、いろいろ小さいことを含めてありますけども。その中でもそれぞれの課題でこれは昭和 31 年、古くから研究が続けられていて、どのように議員の報酬を決めていくのか、かなり具体的に書いてありますので、こういうものも参考にしながら。前回委員から原価方式についてもの質問もございましたが、それも概要版で新しいのが出ている。ただ、こういうふうにして決めていく前提となる別の条件として、委員がおっしゃったようなことを私たちはきちっと記憶に留めておいて、それを忘れないように。

以上、余計なことを申し上げましたけども、次回は私ももう一度おさらいできるようにします。よろしくお願いします。今日はありがとうございました。

（事務局）どうもありがとうございました。私どもの不手際があって本当に申し訳なかったと思います。第2回の日程につきましては、改めて調整の方をさせていただきたいと考えております。

本日は本当にありがとうございました。これにて審議会の方を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上